

印旛郡市広域市町村圏事務組合長期継続契約に関する条例

平成19年2月28日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定める。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 電子計算機、複写機、印刷機、ファクシミリその他の機器の賃貸借、保守及び点検に関する契約
- (2) 車両の賃貸借に関する契約
- (3) 警備業務用機械装置を使用して行われる施設の警備の委託契約
- (4) 施設設備の保守点検及び運転監視に係る委託契約

(契約金額)

第3条 長期継続契約を締結することができる契約の金額は、契約期間内における総額が10,000,000円未満のものとする。

(契約の期間)

第4条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5年以内とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。